

平成18年度 国立高度専門医療センター経常収支状況（現金主義）

（病院部門）

（単位：千円、％）

施設名	経常収入				経常収入計 (A)	経常支出			経常支出計 (E)	収支		収入対費用比率		
	診療収入			雑収入		人件費 (B)	材料費 (C)	経費 (D)		収支差 (A-E)	収支率 (A/E)	人件費 (B/A)	材料費 (C/A)	経費 (D/A)
	入院収入	外来収入	計											
国立がんセンター	17,752,506	9,035,076	26,787,582	121,482	26,909,064	10,347,918	10,153,829	5,146,439	25,648,186	1,260,878	104.9	38.5	37.7	19.1
国立循環器病センター	15,835,544	1,787,714	17,623,258	53,499	17,676,757	6,935,605	7,740,507	2,501,765	17,177,877	498,880	102.9	39.2	43.8	14.2
国立精神・神経センター	8,229,703	2,099,337	10,329,040	30,787	10,359,827	8,264,820	1,647,530	2,130,408	12,042,758	▲ 1,682,931	86.0	79.8	15.9	20.6
国立国際医療センター	12,319,612	3,776,734	16,096,346	75,684	16,172,030	7,590,764	6,052,934	3,935,729	17,579,427	▲ 1,407,397	92.0	46.9	37.4	24.3
国立成育医療センター	8,045,935	2,128,047	10,173,982	74,358	10,248,340	5,974,054	2,908,328	2,917,514	11,799,896	▲ 1,551,556	86.9	58.3	28.4	28.5
国立長寿医療センター	3,506,696	1,065,964	4,572,660	10,050	4,582,710	3,215,043	1,385,011	1,066,270	5,666,324	▲ 1,083,614	80.9	70.2	30.2	23.3
合計	65,689,996	19,892,872	85,582,868	365,860	85,948,728	42,328,204	29,888,139	17,698,125	89,914,468	▲ 3,965,740	95.6	49.2	34.8	20.6

注) 1. 上記経常収入には、一般会計より受入、借入金、積立金より受入、医療技術開発等研究収入は含まれていない。

2. 上記経常支出には、本省で一括支出している消費税、国債整理基金特別会計へ繰入は含まれていない。また、医療技術開発等研究費、受託研修費、医療機器整備費等についても含まれていない。

3. 経常収入は収納済額、経常支出は支出済額より算出（現金主義）

（厚生労働省資料）

参議院厚生労働委員会 2008年12月9日 提出 日本共産党・小池 晃

1. 医療観察法指定入院医療機関関係

(平成20年10月末現在)

病 院 名	定床数 (運用病床+予備病床)	運営病床数*1	稼働率(%)	医 師		看 護 師	
				定数	現員	定数	現員
国立精神・神経センター病院	33床	34床	100	4	4.75	43	44
国立病院機構花巻病院	33床	36床	100	4	2.8	43	42
国立病院機構下総精神医療センター	33床	34床	100	4	4	43	43
国立病院機構久里浜アルコール症センター	50床	51床	100	6	6	67	67
国立病院機構さいがた病院	33床	34床	100	4	4	43	43
国立病院機構北陸病院	33床	35床	100	4	5	43	43
国立病院機構小諸高原病院	17床	17床	100	2	2	24	24
国立病院機構東尾張病院	33床	34床	100	4	4.8	43	45
国立病院機構榊原病院	17床	18床	100	2	2	24	24
国立病院機構賀茂精神医療センター	33床	33床	100	4	4	43	43
国立病院機構肥前精神医療センター	33床	33床	100	4	4	43	46
国立病院機構菊池病院	17床	19床	100	2	2	24	25
国立病院機構琉球病院	17床	19床	100	2	3	24	26
大阪府立精神医療センター	5床	5床	100	1	3	7	7
岡山県精神科医療センター	33床	36床	100	4	4	43	43
長崎県立精神医療センター	17床	17床	100	2	2	24	24

*1 病床確保の観点から、面談室等を病室に改修して医療観察法上の構造基準等を満たすとともに、医療法に基づく届出をしているもの

2. 平成20年10月末現在、医療観察病床に入院していない対象者数

18名

